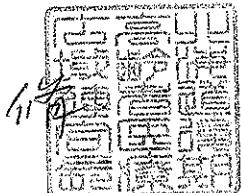


北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年11月22日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合条例第33号

北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定による費用弁償の額は、第2条第1号及び第2号に掲げる者にあっては特別職の職員に支給される費用弁償の例によるものとし、同条第3号及び第4号に掲げる者にあっては派遣職員等に支給される旅費の例によるものとする。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。